平成28年度

町税・後期高齢者医療保険料納付期限（口座振替）日

月	税目	期別	納期限日
5月	固定資産税 軽自動車税	1期 全期	5月31日（火）
6月	町県民税	1期	6月30日（木）
7月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	1期 1期	8月　1日（月）
8月	町県民税 固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	2期 2期 2期 2期	8月31日（水）
9月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	3期 3期	9月30日（金）
10月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	3期 4期 4期	10月31日（月）
11月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	5期 5期	11月30日（水）
12月	固定資産税 後期高齢者医療保険料	3期 6期	12月26日（月）
平成29年1月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	4期 6期 7期	平成29年1月31日（火）
2月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	4期 7期 8期	2月28日（火）
3月	国民健康保険税	8期	3月31日（金）

- 原則、月末の口座振替となりますが、土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります（12月については、今年度は26日が振替日です。）
- 納付書での納付場所（下記金融機関の本店および支店）
  ①肥後銀行　②熊本銀行　③玉名農協　④ゆうちょ銀行（九州管内の郵便局。ただし沖縄県は除く）
  ⑤和水町役場本庁会計室または総合支所住民課
- 町税・各種料金の納付は、確実・便利な口座振替をおすすめします。
  お申込みは、上記金融機関の窓口、本庁税務住民課および総合支所住民課へお尋ねください。

問い合わせ先　本庁　税務住民課　収税係　☎0968・86・5723
総合支所　住民課　税務住民係　☎0968・34・3111(内753)

玉名管内4町の税務職員による併任徴収を行います

玉名管内4町（和水町、南関町、玉東町、長洲町）では、町税の滞納徴収の強化を図る目的で、それぞれの町と税務職員（併任）派遣の協定を締結しています。

玉名管内4町の税務職員が協力して、税金の滞納者に対する家宅捜索を今年も実施します。税金滞納の家宅捜索は、裁判所の令状は必要としません。予告なしに訪問して実施することになります。

町税は納期限内に必ず納めましょう!!

問い合わせ先　本庁　税務住民課　収税係　☎0968・86・5723

障がい者の軽自動車税が減免されます

和水町では、身体などに障がいがある人が積極的に社会活動に参加できるように、軽自動車税について税制面での配慮をしています。次の要件に当てはまり、期限までに軽自動車の減免申請をされた人の軽自動車税を全額免除します。（原付バイクも対象となります。）

※減免可能な台数は、障がい者一人につき１台です。

減免が受けられる軽自動車税の範囲

次のいずれかに当てはまる軽自動車

（１）障がい者が所有（登録）し、本人が運転する軽自動車

（２）障がい者が所有（登録）し、障がい者などと生計を同一にする人（家族）が運転する軽自動車
※ただし、障がい者などの通学・通院・通所・生業の用に使用される軽自動車に限る。

（３）障がい者が所有（登録）し、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために、通学・通院・通所・生業の用で常時介護する軽自動車

（４）身体障がい者が18歳未満の知的障がい者または精神障がい者で生計を同一にする者が所有（登録）する軽自動車

（５）障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車

対象となる障がいの程度

障がいの区分		本人が運転する場合	家族が運転する場合
視覚障がい		１級～３級または４級の１	１級～３級または４級の１
聴覚障がい		２級～３級	２級～３級
平衡機能・音声機能障がい		３級	３級（音声機能障害は　非該当）
上肢不自由		１級、２級の１～２	１級、２級の１～２
下肢不自由		１級～６級	１級～３級
体幹不自由		１級～３級または５級	１級～３級
心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい		１級または３級	１級または３級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	１級～２級	１級～２級
	移動機能	１級～６級	１級～３級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		１級～３級	１級～３級
療育手帳		障害の程度が「A」と記載された者	
精神障害者保健福祉手帳		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項」に規定する障害等級が１級である者	

手続の際に必要となるもの

- 車検証
- 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
  （注意：等級によっては該当しない場合があります）
- 運転される方の免許証
- 印鑑
- 納税通知書

※（2)(３）の場合、上記以外に使用目的の証明書

減免申請の受付期間

平成28年度の軽自動車税納付書がお手元に届いてから、５月20日（金）までの土日祝日を除く期間内で、本庁税務住民課か総合支所住民課で受け付けます。

問い合わせ先　本庁　税務住民課　町民税係　　☎0968・86・5723
総合支所　住民課　税務住民係　☎0968・34・3111（内線754）